

★ 道路調査（種別・中心線・境界線）を依頼される方へ ★

調査を依頼される方は、必要資料（1～6）を窓口にお持ちください。

※必要資料が不足している場合には、資料が全て提出された時点での受付になります

※申請書（頭紙）はありません

※調査結果及びご提出いただいた図面（座標等を含む）は、近隣建築等の調査の参考資料として窓口にて公開します

- 回答時期の目安 受付から約1か月程度
（※調査道路の長さや状況によっては時間がかかる場合があります）
- 道路種別判断の場合
 - 1 案内図
 - 2 公図の写し
 - 3 調査対象道路及び対象道路に接する敷地の土地・建物の登記事項証明書
 - 4 調査対象道路の実測図（裏面参照）
 - 5 地積測量図（3 登記事項証明書と同じ範囲、ない場合あり）
 - 6 その他（借地割図等、必要に応じた資料）
 - （ア）過去の確認申請書副本
 - （イ）基準時（昭和25年11月23日）頃の様子が見えるもの
- 法42条2項道路中心線・附則5項道路中心線（告示建築線）・1項3号道路境界線の場合
 - 1 案内図
 - 2 公図の写し
 - 3 調査対象道路の実測図
（裏面参照、実測範囲が狭い場合再測量の可能性あります）
 - 4 調査対象道路周辺の登記事項証明書
※周辺とは、調査対象地、向こう三軒両隣り 及び 道路部分 です
 - 5 地積測量図（4 登記事項証明書と同じ範囲、ない場合あり）
 - 6 その他（借地割図等、必要に応じた資料）
- 既存位置指定道路で位置確認を要する場合（指定建築線を含む）

※令和5年4月1日から必要書類や進め方が変更となりました
詳しくは別紙パンフレットをご参照ください

※公図の写し及び登記事項証明書は「登記情報証明サービス」にて取得したのも可です

建築課では必要資料及び過去の調査資料等を参考に、道路種別及び中心線等の判断を行います。
なお、現地で建築課の職員が立ち入り調査を行いますので、相談者の方は前もって所有者さま等にその旨をお伝えください。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

東京都北区まちづくり部建築課細街路整備係

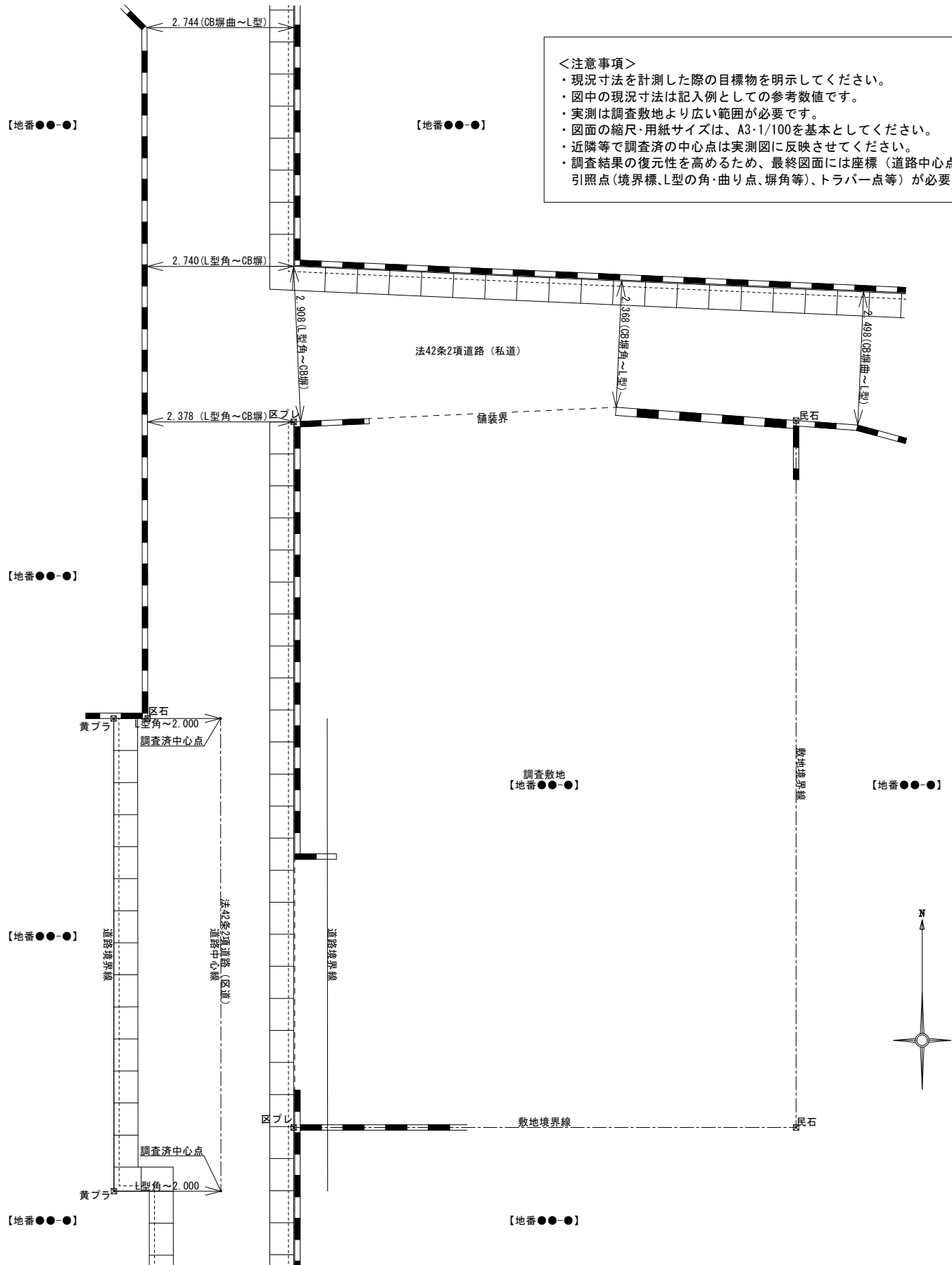
TEL 03-3908-9194（ダイヤル）

TEL 03-3908-1111（代表）内線：3231・3232

● 再調査の要否について

以下の両方を満たさない限りは再調査が **必要** です。

- ① 過去の道路調査結果資料（別図・道路中心線図）で相談敷地の範囲がまかなえている
- ② 中心点の復元が可能（根拠となる地物（L型、縁石、境界標、塀等）が変わっていない）
※根拠となる地物が失われている場合には、座標が図面に記載されていても再調査が必要です
※相談敷地の範囲及び道路の現況については、調査を依頼される方にてご確認ください



<注意事項>
 ・現況寸法を計測した際の目標物を明示してください。
 ・図中の現況寸法は記入例としての参考数値です。
 ・実測は調査敷地より広い範囲が必要です。
 ・図面の縮尺・用紙サイズは、A3・1/100を基本としてください。
 ・近隣等で調査済の中心点は実測図に反映させてください。
 ・調査結果の復元性を高めるため、最終図面には座標（道路中心点、引照点（境界標、L型の角・曲り点、塀角等）、トラパー点等）が必要です。

【 調査対象道路の実測図（参考例） 】